

○かみさとeco事業所登録事業実施要綱

令和6年3月25日

(目的)

第1条 この要領は、上里町内において、環境に配慮した取組を行っている事業所等を「かみさとeco事業所」（以下「eco事業所」という。）として登録し、町民に広く周知することにより、環境に配慮した事業所等の取組を広げることを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 登録の対象となる事業所等は、次に掲げる要件を具備していなければならぬ。

- (1) 上里町内に所在していること
- (2) 上里町内において、現に事業を営んでいること
- (3) eco活動を行っていること

(登録の申請)

第3条 eco事業所として登録しようとする事業所等は、かみさとeco事業所登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請書は、登録を希望する事業所等ごとに提出するものとする。

(登録の決定、通知等)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、登録申請の内容がこの要綱に適合すると認めたときは、登録決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした事業所等へ通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録を決定した場合、登録証（様式第3号）及び登録ステッカーを交付するものとする。

(ステッカーデザインの使用)

第5条 eco事業所は、登録ステッカーのデザインを利用して広報及び宣伝を行うことができる。

(登録の変更)

第6条 eco事業所は、第3条の規定による申請内容に変更が生じた場合、登録事項変更届（第4号様式）を町長に提出するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、第4条第1項の規定による登録をした日から第8条の規定による登録の取消しをした日までとする。

(登録の取消し)

第8条 町長は、eco事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) eco事業所から登録辞退届（第5号様式）が提出されたとき。
- (2) eco事業所の廃業が確認されたとき。
- (3) その他eco事業所として適当でないと認められたとき。

(eco事業所に対する町の支援)

第9条 町長は、eco事業所の名称、活動内容等について、町ホームページ等を活用し、町民に公表するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、かみさとeco事業所登録事業の実施に關し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付日から施行する。